

第2章 災害予防計画

市及び防災関係機関は、地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進するとともに、市民及び事業所は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 市民の心構え

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や、防災教育等により、災害教訓の伝承に努め災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認すること。
- イ 建物の補強、家具の固定をすること。
- ウ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。
- エ 飲料水や消火器の用意をすること。
- オ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出用品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を準備すること。
- カ 地域の防災訓練に進んで参加すること。
- キ 隣近所と地震時の協力について話し合うこと。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図ること。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときは、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ すばやく火の始末をすること。
- エ 火が出たらまず消火すること。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保すること。
- カ 隣近所に声をかけること。
- キ 避難は徒歩で、持物は最小限にすること。
- ク みんなが協力しあって、応急救護を行うこと。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされないこと。
- コ 秩序を守り、衛生に注意すること。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。

- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
 - エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
 - オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (2) 地震発生時の心得
- ア すばやく火の始末をすること。
 - イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
 - ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
 - エ 正確な情報を入手すること。
 - オ 近くの職場同士で協力し合うこと。
 - カ エレベーターの使用は避けること。

3 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

- ア 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- イ あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- ウ 吊り下がっている照明などの下から退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- ア ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- イ ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- ウ 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

- 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することから交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

6 津波に対する心得

地震が発生した場合、津波が発生することがあるので、ラジオ等で津波情報を聞き、行動をすること。

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- (2) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめないこと。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

地震に強いまちづくりを進めるには、災害の発生に備え、都市の防災化を推進するとともに、都市機能の整備、都市環境の向上に努めるものとする。

1 建築物の安全化

- (1) 市、防災関係機関及び施設管理者は、デパート等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮するものとする。
- (2) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
- (3) 市は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。
- (4) 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等を図るものとする。

2 都市施設等の整備計画

(1) 道路・橋梁網の整備

道路は広幅員化とともに、街路樹や緑地帯を幅広く整備することで、都市防災上の地域の避難路及び防火対策上の遮断空間としての機能を持つと同時に、緊急患者及び緊急物資等の輸送路として欠くことのできない施設である。

また、市内を流れる中小河川の橋梁は、地域住民の生活圏域や避難場所となっている学校や公園等を繋ぎ、災害時の孤立化を防ぐ意味からも道路と一体となって都市防災上大きな役割を担っている。このことから、災害時において、道路・橋梁がその機能を十分に発揮できるように、計画的に道路等の整備を推進するものとする。

(2) 公園・緑地の整備

災害時における公園・緑地の持つ機能・用途の重要性は非常に高い。大震災が発生したときの被災者の収容空間及び火災等の二次災害の拡大を防ぐ遮断緑地帯として、また、被災者に対する救援物資の集積拠点など大きな役割を果たすことになる。このため、防災の観点から市街地における都市公園、緑地の整備を推進し、安全確保対策の向上に努めるものとする。

(3) 中心市街地の整備

帯広駅周辺土地区画整理事業等により、帯広駅の周辺を中心とした市街地では、都市施設等が整備され、不特定多数の者が利用することから、防災面の配慮として、都市計画道路等（街路・駅南北交通広場）の緑化とオープンスペースの確保に努め、災害時に被災者の避難路及び救助のための救援路、さらに、火災等の災害の拡大を抑え遮断する空間地としての役割を担えるよう推進するものとする。

また、電線類の地中化を進め、災害時の電柱等の倒壊による道路の寸断で災害活動に著しい支障をきたす事態が生じないよう安全対策の向上に努めるものとする。

3 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設等の代替施設機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。

(2) 市及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

4 復旧対策基地の整備

市は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域施設の確保に努めるものとする。

5 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市は地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などの確保に努めることとする。

6 耐震改修促進計画の推進

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定された、北海道耐震改修促進計画を踏まえ策定した帯広市耐震改修促進計画に基づき、住宅建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

第3節 地震防災知識の普及・啓発に関する計画

市及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 防災知識の普及・啓発

(1) 市及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図るものとする。

(2) 市及び防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ア 啓発内容

- (ア) 地震に対する心得
- (イ) 地震に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- (ク) 自動車運転時の心得
- (ケ) 救助・救護に関する事項
- (コ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (シ) 高齢者、障害者、外国人など要配慮者への配慮
- (ス) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
 - (イ) 広報紙、広報車両の利用
 - (ウ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
 - (エ) パンフレットの配布
 - (オ) 講習会、講演会、出前講座等の開催及び訓練の実施
- (3) 市及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

(1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の

- 実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するものとする。
- （2）児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努めるものとする。
 - （3）地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施するものとする。
 - （4）社会教育においては、PTA、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努めるものとする。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

地震発生による被害を最小限に食い止めるためには、より実践的な防災訓練の実施により市民の防災意識を高め、自主防災組織の結成や防災活動への積極的な参加を促進し、災害時の応急対策を円滑に実施する基盤づくりを進めるものとする。

1 訓練実施機関

訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施する。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 災害通信連絡訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 避難救助訓練
- (5) 非常招集訓練
- (6) 防災図上訓練
- (7) 応援・受援訓練
- (8) 防災関連システムの操作習熟訓練
- (9) その他災害に関する訓練

3 市及び防災会議が実施する訓練

市及び防災会議は、各機関と緊密な連携の上、訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法は概ね次のとおりである。

区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管
総合防災訓練	年1回 以上	指定避難場 所ごとの区 域	各関係機関と一体となって、想定被害により震災、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	防災会議 帯広市
災害通信 連絡訓練	適 時	防災関係機 関相互	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組み合 わせ、想定のもとに訓練を実施する。	防災会議 帯広市 消防機関
消防訓練	火災発生 多発時期 前	火災危険 地区	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、救出救助、消 火の指揮系統確立、広報情報連絡等を 折り込んだ訓練を実施する。	消防機関

避難救助訓練	適時	指定避難場所ごとの区域適当な地区場所	図上又は実施訓練 消防訓練等に併せて避難の指示、伝達方法、避難誘導、避難所の防疫、給水給食等を折り込んだ訓練を実施する。	帯広市 消防機関
非常招集訓練	〃		図上又は実施訓練 災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。	帯広市 消防機関
応援・受援訓練	〃	その都度	図上又は実施訓練	防災会議 帯広市 消防機関
防災関連システムの操作習熟訓練	〃	その都度	実施訓練 情報発信など災害時に活用できるよう各種システムの操作習熟を図る訓練を実施	帯広市
その他災害に関する訓練	〃		その他災害に関する訓練を実施する。 (他の機関で実施する訓練に協力)	防災会議他

注) 細部についてはその都度決定する。

4 民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画

災害時においては、時間の経過とともに食料等をはじめ様々な物資の確保や応急資機材が必要となってくる。しかしながら、災害時の混乱した状況で調達することは非常な困難を伴い、かつ、調達の遅れから被災地域における応急活動に甚大な影響を及ぼすおそれもある。このため、平素から必要な物資や資機材等の備蓄及び確保について、新物資システム（B-P L o）にあらかじめ登録する等、十分な配慮をし、緊急時に迅速、適切に必要な措置がとれるように努めるものとする。

その際、要配慮者、女性、子ども向けの物資等の確保に努めるものとする。

1 食料等の確保

(1) 市は、避難所等において、快適なトイレ環境の確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベット・エアベット等の簡易ベット、毛布、プライバシー確保のためのパーテーション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資について、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量（住民及び事業者が行う備蓄分を除く。）の確保を目指すよう努めるものとする。

また、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努めるものとする。

なお、災害が発生するおそれのある地域（災害危険区域）及び災害時孤立地区を把握し、市、道及び防災関係機関は、これらの地域における備蓄や資機材の整備、訓練の実施など事前防災に取り組むものとする。

(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。

また、備蓄状況については、年1回、広く住民に公表するものとする。

(3) 市は、備蓄に当たっては、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮するほか、アレルギー対応食や流動食のほか、熱中症対策として冷却グッズなどを備蓄するなど、避難者の健康に配慮するものとする。また、厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に災害時孤立地区の備蓄の充実を図るものとする。

(4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、災害時孤立地区における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定するものとする。

2 防災資機材の整備

市、道、市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。市は非常用発電機の整備のほか、暑熱期や積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、冷暖房器具・燃料等の整備に努める。また、道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。

3 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況

災害に備えて救援物資及び応急対策用資機材の保管をするため、平成7年度に備蓄倉庫を建設するとともに、令和3年度に拠点備蓄倉庫と指定避難所備蓄品収納物置を整備し、避難所開設時及び運営初期に必要な資機材は各指定避難所の備蓄品収納物置に配備し、その後必要になる資機

材及び食料等を拠点備蓄倉庫に集積する体制を整えている。また、農村部に対する対策として大正地区のコミュニティ施設に救援物資等の備蓄をしている。その他、自主防災組織の育成にあわせ、避難所ごとに救援物資の分散備蓄を進めている。

（1）備蓄倉庫の概要

① 帯広市災害用資機材備蓄倉庫

所在地 帯広市南町南6線46番地（道路維持課道路車両センター敷地内）
 完成年月日 平成7年11月1日
 構造と規模 鉄骨造り平屋建 108m²

② 帯広市拠点備蓄倉庫

所在地 帯広市西17条南6丁目6-52（陸上自衛隊帯広駐屯地官舎北側）
 完成年月日 令和4年3月1日
 構造と規模 鉄骨造2階建 1,080m²

（2）指定避難所の倉庫（物置）

平成21年度以降、避難所で必要な備蓄品及び自主防災組織でも使用できる救助・救出資機材を各指定避難所に設置したほか、令和3年度に感染症対策資機材及び避難所開設時と運営初期に必要な資機材を配備するための備蓄品収納物置を各指定避難所（帯広市総合体育館及び市民活動プラザ六中は建物内に収納）に設置している。

（3）農村部の備蓄拠点づくり

農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等に万全を期するものとする。

4 企業・業界団体との優先供給協定等の締結

災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、帯広市のみで備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷の地にある本市の地域特性から冬期間での災害発生に対応する暖房機器等や暖房用燃料確保については具体的対策が不可欠である。さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されることから、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、食料や応急物資の確保に万全を期しているところである。

（1）企業・団体との優先供給協定等の締結状況

協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日
災害時における応急照明器具等の優先供給に関する協定	千代田デンソー株式会社	平成7年10月27日
災害時における大型暖房機器等の優先供給に関する協定	宮本機械株式会社	平成7年10月30日
災害時における軽自動車輸送に関する協力協定	赤帽帯広軽自動車運送協同組合	平成17年7月6日
災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	社団法人十勝地区トラック協会	平成18年3月24日
災害時における応急対策等の協力に関する協定	帯広空調衛生工事業協会	平成18年9月22日
災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定	生活協同組合コープさっぽろ	平成19年4月23日

第2章（災害予防計画）

協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日
災害対応型自販機による協働事業に関する協力協定	北海道コココーラボトリング株式会社	平成19年8月3日
災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定	イオン北海道株式会社	平成20年2月14日
災害時におけるエルピーガス等の応急・復旧活動の支援に関する協定	社団法人北海道エルピーガス協会十勝支部	平成22年10月29日
災害時における飲料水の供給に関する協定	北海道ペプシコーラ販売株式会社	平成23年9月1日
災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	北海道公衆浴場等業帯広浴場組合	平成24年1月26日
災害時における石油類等の優先供給に関する協定	帯広地方石油業協同組合	平成24年6月4日
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	北海道建設機械レンタル協会帯広支部	平成24年11月9日
災害時における飲料の供給に関する協定	株式会社伊藤園	平成25年6月7日
災害時における畳の供給に関する協定	株式会社伊吹畳内装	平成25年10月21日
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成28年4月20日
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成29年2月15日
災害時における段ボールベッド等の供給に関する協定	北海道森紙業株式会社帯広工場	平成29年8月22日
災害時における応急生活物資の供給及び駐車場の利用等に関する協力協定	マックスバリュ北海道株式会社	平成29年10月13日
災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定	株式会社サンドラッグプラス	平成30年1月5日
災害時における物資輸送の協力に関する協定	ヤマト運輸株式会社	平成30年7月3日
災害時における倉庫及び駐車場の利用等に関する協定	帯広地方卸売市場株式会社	平成30年7月3日
大規模災害時における支援活動に関する協定	一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	平成31年3月6日
災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定	釧路トヨタ自動車株式会社	令和元年12月4日
災害時における福祉用具等の供給に関する協定	日本福祉用具供給協会	令和2年3月31日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	トヨタモビリティ帯広株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	十勝三菱自動車販売株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	帯広日産自動車販売株式会社	令和2年4月24日

第2章（災害予防計画）

協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	帯広三菱自動車販売株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	ネッツトヨタ帯広株式会社	令和2年4月24日
災害時における応急生活物資の供給に関する協定	明治安田生命保険相互株式会社	令和4年10月31日

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、市及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じたマニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

帯広市

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日ごろから道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

防災関係機関等

あらかじめ、道、市その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を調べておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 道及び市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を求めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。
- (2) 道及び市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (3) 道及び市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。
- (4) 道、市及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (5) 道及び市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、道及び市は、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めるものとする。
- (6) 道及び市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震災害時には、市内地域各所で家屋の倒壊や住民の避難行動での混乱、同時多発的災害の発生等、さまざまな状況が予想される。

このため、行政の対応には自ずと限界があり、地震による被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に、乳幼児、障害者、高齢者等の要配慮者の安全確認、保護は緊急性を要することから、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚を図る機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動を実施するため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。その際、女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携し、初期活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

2 事業所等の防災組織

- (1) 多数の客等が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所及び、自衛消防組織が法令により義務付けられている事業所は、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。
- (2) その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。
- (3) 地域の防災力向上のため、地域が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたところである。

なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班（町内会福祉部等の構成）が協力し、要配慮者に対する安全確保、避難誘導等に対応するように努めるものとする。

4 組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図るものとする。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切に行動できるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得することが重要であることから、総合訓練を除く、個別訓練として次のような項目を掲げたところである。なお、この訓練を計画する際には、地域の特性を考慮するものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して、消火に必要な技術等を習得する訓練

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練

(エ) 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

(オ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練

(カ) 図上訓練

一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上による訓練

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多いと考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行うこと。

エ 自力で避難することが困難な避難行動要支援者の状況を掌握するとともに災害時の支援体制づくりを行うこと。

オ 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム（HUG）北海道2025（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等を実施すること。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、すばやく地域内住民の安否確認を行い、地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して市等へ連絡するとともに、防災関係機関の提供する情報を周知、伝達して住民の不安を解消するなど、的確な応急活動を実施することが重要であることから、予め決定すべき事項として次に掲げたところである。

（ア）連絡をとる防災関係機関

（イ）防災関係機関との連絡のための手段

（ウ）防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

（エ）避難場所へ避難した後においては、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて連絡し、混乱・流言飛語の防止にあたること。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を構ずることや、火災が発生した場合、消火器などによる、初期消火に努めることを呼びかけるものとする。

ウ 救出救護活動の実施

建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときには、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送するものとする。

エ 避難の実施

地震発生後、市長から緊急安全確保、避難指示及び高齢者避難等（以下「避難指示等」という）が発令された場合には、地域内住民の安否確認など初期活動を行った後、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導するものとする。

なお、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力するものとする。

（3）要配慮者の援護活動

災害時には、要配慮者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。

5 防災資機材等の整備

自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日頃から組織として必要な資機材等を備えておくことが望ましい。

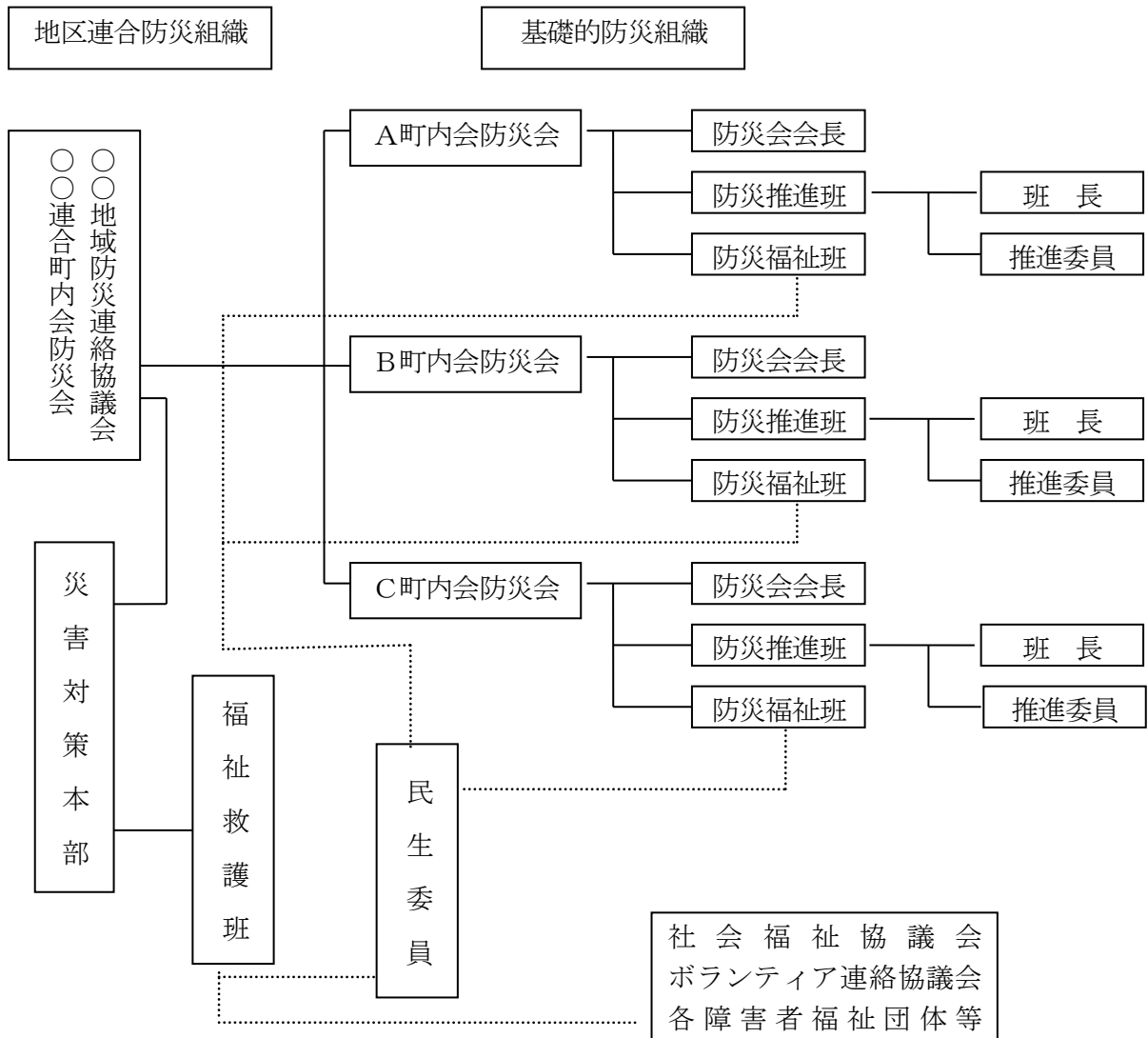
6 自主防災組織の育成支援

市は、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するため、支援を行うものとする。

（1）防災知識の普及のための研修会等の講師や防火訓練等の指導にかかる職員等の派遣

（2）防災活動に対する助成

組織編成例



- (1) 地域防災連絡協議会……①避難場所地域の防災会で構成し、地域内防災推進方策の検討、相互連絡調整を行う。
- (2) 防災会会長……①町内の防災組織の総括責任者、市又は本部との連絡調整のための総括者
- (3) 防災推進班……①災害時の町内における住民の安全、被災状況等の掌握並びに救急機関等への通報の任にあたる。
②避難の誘導指示にあたる。
③日常活動として町内住民の防災意識の啓蒙普及、指導を行う。
- (4) 防災福祉班……①町内会福祉部等で構成する。
②町内における障害者、独居老人の安否確認、安全確保にあたるとともに民生委員と連携をとる。
③防災推進班と連携して障害者、独居老人等の要配慮者の避難誘導にあたるとともに、状況に応じてボランティア等の要請を行う。
④日常活動として、障害者及び独居老人等の防災対策を検討し、町内住民に啓発する。

第8節 避難体制整備計画

地震から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次に定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 市は、地震による大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所、避難経路や避難所に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない市民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は日ごろから市民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 道及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を定めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (4) 道及び市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (6) 道及び市は、北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- (7) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、市は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- (8) 市は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて指定避難所等の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。
- (9) 道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。

道と市は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

2 避難場所・避難所等の確保

市は、地震の発生や地震に伴う災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、避難場所・避難所等を指定するものとする。

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害時にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定するものとする。

ア 指定基準

(ア) 洪水災害

- a 洪水発生時の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。
- b 安全区域(浸水想定区域外または浸水深0.5m未満の浸水想定区域)に立地していること。
- c 安全区域外に立地している場合は、河川氾濫に対して安全な構造であるとともに想定される洪水等の浸水想定水位以上の高さに避難者を受け入れる空間が確保できること。
 - ① 構造物は鉄筋コンクリート(RC)または鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)構造であること。
 - ② 浸水想定深による避難場所
 - ・ 想定浸水深が0.5m以上3.0m未満の場合は、2階以上
 - ・ 想定浸水深が3.0m以上5.0m未満の場合は、3階以上

(イ) 土砂災害

- a 土砂災害時の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。
- b 安全区域(土砂災害危険箇所区域外)に立地していること。

(ウ) 地震災害

- a 地震災害時に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する施設または場所であること。
- b 建築物では、耐震構造が新耐震基準に適合または構造耐震指標(Is値0.6以上)のものであること。
- c 周辺に、生命または身体に危険を及ぼすおそれのある施設、工作物等(危険物製造所・貯蔵所等)がないこと。

(エ) 大規模な火災

- a 大規模火災発生時に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する場所であること。
- b 火災時の輻射熱を回避し、避難者の安全を確保できる空間等を確保できること。
- c 周辺に、生命または身体に危険を及ぼすおそれのある施設、工作物等(危険物製造所・貯蔵所等)がないこと。

(2) 指定避難所

市は、災害の危険があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を指定避難所として指定するものとする。

ア 指定基準

- (ア) 避難するための立ち退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (イ) 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (ウ) 想定される被害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (エ) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

(3) 広域避難場所

市は、主として大規模火災の災害から住民の安全を確保するための避難場所として広域避難場所を指定するものとする。

広域避難場所は、指定緊急避難場所として指定するものとする。

(4) 代替避難所

市は、指定避難所の収容人数が不足しているときや災害が局地的な場合などに開設する避難所として指定するものとする。

ア 被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(5) 福祉避難所

市は、障害者や医療的ケアが必要な者など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる施設を福祉避難所として指定するものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

ア 指定にあたっては、市内の社会福祉事業者等と協定締結に基づき確保するほか、必要に応じて、代替避難所等を活用する。

イ 福祉避難所は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とする。

(6) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の指定および解除

ア 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の管理者は、廃止、改築等により重要な変更を加えようとするときは、市長に届けなければならない。

イ 市は、当該指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所が廃止されたり、基準に合致しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。

ウ 市は、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示を行う。

(7) 避難場所・避難所等の管理

ア 避難場所・避難所等を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。

イ 避難場所・避難所等の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。

ウ 休日・夜間等における避難場所・避難所等の開設に支障がないようにしておくこと。

(8) その他

ア 市は、指定避難所だけではなく、協定で位置付けられた避難所等についてもあらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、市有施設の駐車場や災害協定を締結すること等により、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

ウ 市は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めるものとする。

3 避難場所・避難所等の住民への周知

市は、住民に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 避難場所・避難所等の周知

- ア 名称、所在地
 - イ 避難対象世帯の地区割り
 - ウ 避難場所・避難所等への経路及び誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については観光入れ込み客対策を含む。）
 - エ 避難時の携帯品等注意すべき事項
- (2) 避難のための知識の普及
- ア 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法など
 - イ 避難時における知識
安全の確保、移動手手段、携行品など
 - ウ 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など
- (3) 防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び住民等への周知

市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等の必要となる事項を、あらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

4 避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準

市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）、住民への伝達方法について、日頃から住民等へ周知に努め、これらは防災部局以外の職員も含め定期的に確認するものとする。

そして躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握、個別計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

- ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

- イ 避難場所・避難所等の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否
 - ウ 避難場所・避難所等への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み客対策を含む。）
 - エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
 - オ 避難場所・避難所等の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項
 - （ア）給水、給食措置
 - （イ）毛布、寝具等の支給
 - （ウ）衣料、日用必需品の支給
 - （エ）暖房及び発電機用燃料確保
 - （オ）負傷者に対する応急救護
 - （カ）上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備
 - カ 避難場所・避難所等の管理に関する事項
 - （ア）避難時の秩序保持
 - （イ）避難者の避難状況の把握
 - （ウ）避難者に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
 - （エ）避難者に対する各種相談業務
 - キ 避難に関する広報
 - （ア）防災無線による周知
 - （イ）SNSを活用した周知
 - （ウ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - （エ）避難誘導者による現地広報
 - （オ）町内会等を通じた広報
 - （カ）通信機器等による周知
- （3）指定緊急避難場所における対応
- 市は、指定緊急避難場所における避難者支援を適切に行えるよう、避難計画などにおいて、避難者の状況把握方法や指定避難所への移動方法等についてあらかじめ定めるなどし、必要な体制を整備しておくよう努めるものとする。
- また、避難者の熱中症対策及び防寒対策として、必要な備蓄品を可能な限り備えておくよう努めるものとする。
- （4）避難所運営
- 避難所運営において、市は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるほか、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

6 災害時孤立地区対策

道及び市は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、不断に更新に努めるものとする。

7 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難する場所(避難場所、避難所)
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 冷暖房及び発電機の燃料確保の方法

8 施設の整備計画

- (1) 市民に対し平時から避難場所等を周知するため、「避難場所誘導標示板」の設置数を概ね消火栓2本に1枚の割合を目処に整備するものとする。
また、避難場所における「避難場所標示板」は、設置場所の状況等を考慮し、基本的に避難場所等敷地内の四方に設置し、周知を図るものとする。
- (2) 避難所においては、混乱防止のため情報提供、指示伝達を適切に行う必要があることから、これらに対応するための施設に同報系無線を早期に整備し、災害に備えるものとする。

第9節 避難行動要支援者対策計画

地震発生時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

1 安全対策

地震発生時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の整備、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(1) 市の対策

市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、個別計画及び避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

なお、市では災害に対する避難行動要支援者への配慮について定めた「おびひろ避難支援プラン(平成22年2月22日)」に基づく支援体制の確立を進める。

ア 個別計画の作成

市は、防災や福祉などの関係する部署のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿(以下「要支援者名簿」という。)の作成。

要支援者名簿作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。

(ア) 要支援者名簿に記載する者の範囲

- ① 要介護認定3以上の方
- ② 視覚・聴覚障害1級、2級の方
- ③ 上肢・下肢・体幹機能障害1級 又は 呼吸器機能障害1級の方
- ④ 療育手帳Aを所持する方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ⑥ 指定難病患者のうち、以下に該当する方

在宅人工呼吸器使用患者、酸素濃縮器使用患者、訪問支援対象疾患患者

ただし、訪問支援対象疾患患者については、以下のいずれかに該当する方

- ・ADL（日常生活動作）全介助または一部介助を必要とし、本人・家族共に災害認知・避難行動が困難な方
- ・ADL自立または一部介助の方中、独居または、1日の大半を1人で過ごす方（避難時に配慮が必要な方）

⑦ その他、避難支援が必要と認められる方

(イ) 要支援者名簿作成の記載事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(ウ) 要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

- ① 介護高齢福祉課 要介護認定者情報
- ② 障害福祉課 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所有者情報
- ③ 戸籍住民課 転居等情報
- ④ 北海道知事その他の者 要支援者名簿作成に必要ながあると認められる情報

(エ) 要支援者名簿等の更新に関する事項

市は、関係部署からの情報のほか、地域支援者等からの情報を基に、要支援者名簿等の更新を行い、適宜情報共有先に提供する。

ウ 要支援者名簿情報の提供

平常時における要支援者名簿情報の提供については、要支援者名簿に記載されている者のうち、避難行動要支援者の同意を得ている者の要支援者名簿情報とし、市関係部局以外には避難支援等関係者へ情報提供を行うこととする。

災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、上記によらず、市関係部局及び避難支援等関係者に避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者台帳情報を提供する。

(ア) 消防機関(消防署、消防団)、警察

(イ) 民生委員・児童委員

(ウ) 社会福祉協議会

(エ) 地域包括支援センター

(オ) 連合町内会、単位町内会

(カ) 自主防災組織

(キ) 個別計画作成協議会

(ク) 福祉事業所、福祉専門職

(ケ) その他、避難行動要支援者支援等に携わる団体等

エ 要支援者名簿情報を提供する場合の配慮

要支援者名簿情報の漏えい防止のため、必要な措置を要支援者名簿情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるものとする。

オ 避難行動要支援者に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

カ 避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めるものとし、避難所や避難路の選定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮する。

また、避難支援等関係者の安全確保についても配慮する。

キ 避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ク 避難行動要支援者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所（以下「福祉避難所」という。）を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組むものとする。

（2）社会福祉施設等の対策

ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が要配慮者であり、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

イ 社会福祉施設等の管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にするものとする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保するものとする。

また、平常時から市との連携の下に、施設相互間及び他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制の強化に努めるものとする。

ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整えるものとする。

エ 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施するとともに、社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施するものとする。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

2 援助活動

市は、避難行動要支援者の早期確認等に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行うものとする。

（1）避難行動要支援者の避難支援

平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求めるものとする。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難所等への移送

避難行動要支援者を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に勘案し、必要に応じて以下の措置を講ずるものとする。

ア 避難所若しくは福祉避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行うものとする。

(6) 応援要請

避難行動要支援者の把握状況に応じ、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請するものとする。

3 外国人への支援対策

市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」として位置づけ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。

(1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実

(2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化

(3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施

第10節 火災予防計画

地震による多発火災を未然に防止するため、火災予防査察、消防用設備等の防火管理体制及び市民の自主的予防の徹底した指導を図り、防火思想の普及に努めるものとする。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備の消し忘れ等の原因が多いため、火気の取り扱いについて、市民一人ひとりが常に防火に対し関心を持つように、防火意識の普及に努めるものとする。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるために、市民に対して火災発生時の初期消火の習熟を図るとともに、地域防災の中心となる自主防災組織の育成と火災予防体制の強化を図るものとする。

- (1) 住宅における出火防止対策、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及促進を図る。
- (2) 防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成指導を促進する。

3 予防査察の強化

査察については、多数の者が出入りする防火対象物及び要配慮者世帯を含めた一般住宅の防火診断等を計画的に実施して予防対策の万全な指導を図るものとする。

4 防火思想の普及

(1) 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、映画会又は講演会の開催、防火チラシ及びポスター等の防火資料の配布等、防火思想の普及徹底に努めるものとする。

(2) 民間防火組織による普及

町内会、職域自衛消防組織等の結成促進を図り、さらに防火管理協会、危険物安全協会等を通じ、積極的に防火思想の普及拡大に努めるものとする。

(3) 防火組織の育成、指導

各防火団体に対し、研修会、講習会等の開催を行うとともに、通報、消火、避難の指導等を実施し、防火組織の育成、強化に努めるものとする。

(4) 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他取扱について指導するとともに、危険物安全協会を通じ防火、防災思想の向上とその対策を推進するものとする。

第11節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に関する計画は次のとおりである。

1 危険物保安対策

- (1) 危険物製造所等に対し、随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要あるものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行うものとする。
- (2) 危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底、並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業内における協力体制の確立について指導するものとする。
- (3) 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導するものとする。

2 火薬類保安対策

市（消防機関）は、事業所に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

3 高圧ガス保安対策

市（消防機関）は、事業所及び販売店に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

4 毒物・劇物災害対策

市（消防機関）は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

5 放射性物質災害対策

市（消防機関）は、火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

第12節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

1 建築物の防災対策

（1）市街地における再開発の促進

市は、建築物の不燃化など都市防災を図るため、低層過密の市街地の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

（2）木造建築物の防火対策の推進

市は本市の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

（3）既存建築物の耐震化の促進

市は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備するものとする。

また、市は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、指導、助言等を行うものとする。

（4）ブロック塀等の倒壊防止

市は地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、パトロールなどを通じて点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

（5）窓ガラス等の落下物対策

市は地震による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

（6）被災建築物の安全対策

市は応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備するものとする。

2 がけ地に近接する建築物の防災対策

市はがけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第13節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現 況

本市の土砂災害警戒区域は以下のとおり。

土砂災害警戒区域のみ (令和4年2月現在)

No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日
1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日
2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日
3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (令和4年2月現在)

No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日
1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日
2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日
3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日
4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日
5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日

2 予防対策

土砂災害警戒区域等では山地の崩壊による土砂災害等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生するおそれがあるため、土砂災害等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、地域住民に対し、土砂災害等危険箇所の周知については、広報紙、防災マップなどの配布により、徹底を図るものとする。土砂災害警戒区域は次のとおりとする。

3 土砂災害警戒情報の伝達等

1 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった場合に、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が共同で作成し、発表する情報である。

2 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が協議して行う。

(1) 発表基準

ア 大雨警報発表中に降雨の実況値及び数時間先までの予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合。

(2) 解除基準

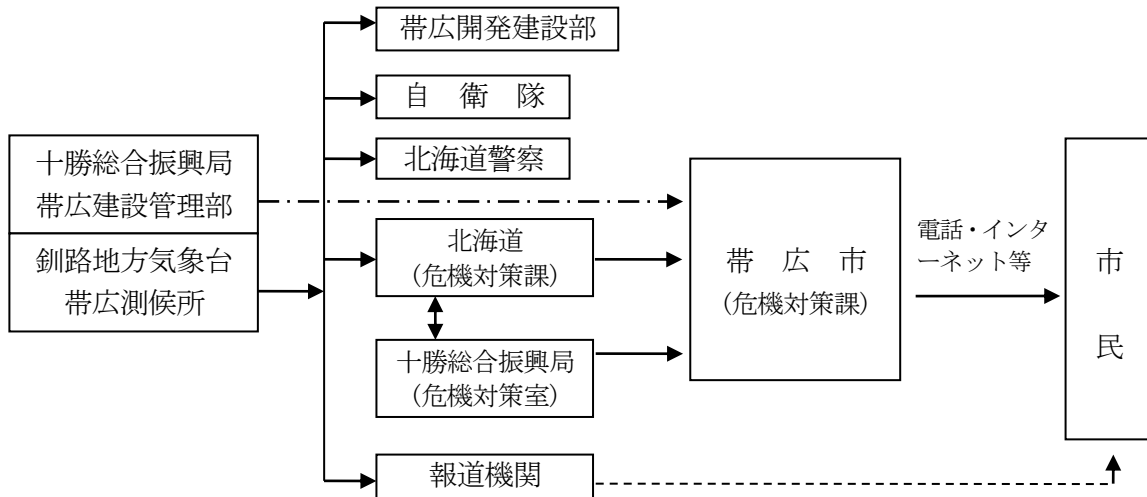
ア 降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想さ

れる場合。

イ 無降雨状態が長時間続いている場合。

4 土砂災害警戒情報の伝達系統

市は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに危険箇所の住民に伝達する。



※帯広建設管理部から帯広市へは「事前連絡」

5 避難施設

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、土砂災害が発生または発生のおそれがある場合の避難施設は、広野小学校、戸蔦林業センター、八千代農業センターとする。ただし、他の災害が複合的に発生または発生のおそれがある状態で、当該避難施設への避難が危険な場合は、他の指定避難所または指定緊急避難場所へ避難するものとする。（資料編1-2 指定緊急避難場所一覧参照）

第14節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、認識されたところである。

十勝においては、十勝沖地震（1968年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。さらに、兵庫県南部地震（1995年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。

最近では、十勝沖地震（2003年）において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

近年、埋立などによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

2 液状化対策

市並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進するものとする。

3 液状化対策の普及・啓発

市並びに防災関係機関は、液状化対策について、市民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図るものとする。

第15節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合は、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努めなければならない。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立されることから、市及び防災関係機関は、「帯広市雪害対策要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

2 交通の確保

災害時における、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施には、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、国、道、市の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪能力の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

(2) 積雪期における避難所、避難路の確保

道、市及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等確保に努めるものとする。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍

結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

市は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

（2）被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅の整備については、積雪のため早期着工が困難となること及び避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期的対策を検討するものとする。

第16節 業務継続計画の策定

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 市の業務継続計画の策定

大規模な地震発生時においては、被災による公共団体の行政機能の低下が懸念されるが、その一方で、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持など、行政機能を維持することが求められる。

業務継続計画は、地震防災戦略における行政としての減災施策の1つであり、震災対策として本計画で定める業務等の細部計画として、あらかじめ発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材の資源を効率的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計画である。

市は業務継続計画を策定し、計画に基づき、災害時における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとする。

2 事業所の事業継続計画の策定

事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に、市や地域の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者は事業継続計画を策定する必要がある。

事業者が事業継続計画を策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保されることから、事業者は事業継続計画の策定に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。